

ワークステーションひらつか「夢のタネ」における福祉事業所等からの実習受入れ要領

ワークステーションひらつか「夢のタネ」では、障がい者の一般就労へのステップアップを支援するため、福祉事業所等からの実習を受入れる。

1 実習受入れに関する基本的事項

- (1) 実習の対象は、一般就労を希望する障がい者（療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者）であり、かつ市内在住又は市内の福祉事業所等へ通所する者であること。
- (2) 実習中は、市の指導方針に従うこと。
- (3) 実習に必要な経費は実習者本人負担とする。
- (4) 実習では、労務の対価は発生しない。
- (5) 実習中並びに実習準備中及び実習場所との移動時の災害は補償しない。
- (6) 実習時間は原則として午前 9 時から午後 4 時までとし、期間は 2～10 日間とする。
- (7) 実習場所は原則として「ワークステーションひらつか『夢のタネ』」とする。
- (8) 実習中は、夢のタネ支援員の指示に従い、誠意をもって自己の能力向上を目指し、作業に従事すること。

2 実習受入れの手続き

- (1) 福祉事業所等に通う一般就労を目指している障がい者が、「夢のタネ」での実習を希望するときは、福祉事業所等は、原則として実習開始希望日の 2 週間前までに実習依頼書及び実習者概要調書を市に提出する。
- (2) 市は、受入れを決定した時は、速やかに実習承諾書を福祉事業所等に送付する。

3 実習の流れ

市内福祉事業所（原則として実習開始希望日の 2 週間前まで）
↓ 依頼書等提出
市行政総務課（受入れ決定後）
↓ 承諾書送付
実習（2～10 日間）